

# 令和7年度宇部市隣保館運営審議会 厚南部会 会議録

- 1 日時 令和8年（2026年）3月6日（金）18：30～19：30
- 2 会場 宇部市隣保館厚南会館 2階 大会議室
- 3 出席委員 9名  
有田 豊生、目 睦雄、新谷 弘昌、竹本 美香、中谷 祐二郎、  
西田 博（厚南部会の長）、藤原 裕子、松永 宜夫  
日高 隆子（委員長）  
欠席委員 なし
- 4 事務局
- |       |              |     |       |
|-------|--------------|-----|-------|
| 市民環境部 | 人権・男女共同参画推進課 | 課長  | 半田 操  |
|       | 隣保館厚南会館      | 館長  | 清水 好恵 |
|       | 隣保館厚南会館      | 副館長 | 中村 浩文 |
|       | 隣保館厚南会館      | 主査  | 糸永 善之 |
| 教育委員会 | 人権教育課        | 課長  | 吉田 和弘 |

## 5 会議次第

- (1) 開会のことば
- (2) 厚南会館館長あいさつ
- (3) 審議会委員長あいさつ
- (4) 議題
  - ①令和7年度 厚南会館事業実施状況報告について
  - ②令和8年度 厚南会館事業計画（案）について
- (5) その他
  - 宇部市の取組紹介  
「宇部市人権尊重のまちづくり条例」について
- (6) 閉会のことば

## 6 会議概要

- 議題（1）令和7年度 厚南会館事業実施状況報告について  
<資料P2～5 により、厚南会館 館長が説明>

### 委員

P. 3 7 隣保館管理運営事業 （2）職員研修 ②に中国ブロック研修会で、館長が事例発表されたとのことですが、どのような内容を発表されたのか？

**館長**

「地域と共に活動する隣保館」と題して、実際に隣保館厚南会館が行なっている事業等について発表しました。

特に人権啓発関係に重点をおき発表しました。通常、1隣保館が1地区を対象としているのに対して、厚南会館は、厚南地区だけでなく西宇部地区や黒石地区を対象とした3地区で事業を行っており、原地区も入れて4地区で事業を行うこともあることなど話しました。

この広範囲での人権啓発に関する事業については、各地区の人権教育推進委員協議会の協力があるからこそ人権学習会・研修会が実施できていることについてもお話ししました。

**委員**

4ページ 3-(1) みなみかぜの集い の中で、7月23日講演「インターネットと人権」〔3地区人権学習会と合同開催〕ですが、下の 3-(3) ①西宇部・厚南・黒石地区人権を考える学習会（みなみかぜの集い〈7月定例会〉との合同開催）と同じ講演会だと思うのですが、参加人数が異なっているのはなぜか。これは一般の方が6名という意味でしょうか。

**館長**

みなみかぜの集いは、一般の方を対象としており、一般の方の参加が6名。

西宇部・厚南・黒石地区人権を考える学習会は、人権教育推進委員を対象としており、委員参加 28名としている。よって、1つの学習会に6名+28名=計34名が全体の参加者である。

会によって対象が違うので分けて記載している。

議題（2）令和8年度 厚南会館事業計画（案）について  
<資料P6～7 により、厚南会館 館長が説明>

**委員**

館内に入って暗いと感じた。照明は、LEDに替えられたのか？  
明るい方がよい。

**館長**

使用頻度の高い箇所からLED化を図っているところです。

## 5 その他

### ○宇部市の取組紹介

「宇部市人権尊重のまちづくり条例」について

<リーフレット及び資料「宇部市人権尊重のまちづくり条例」により、人権・男女共同参画推進課 課長が説明>

### 委員

市長今年の年初あいさつの中で、実装という言葉が使われました。実装というのは、実際に動かすこと。今回器（条例）はつくられましたので、実際に動かす努力が必要、具体的に進めていかなければならない。

### ○全体を通して

### 部会長

市内には各地区にふれあいセンターがあつて、コミュニティ・社会教育事業をおこなっている。上宇部と厚南のみ隣保館があり、隣保事業（福祉事業）をおこなっていて、両隣保館の建物に、上宇部と厚南のふれあいセンターがあり、混在している。

立場が違う事業が混在している隣保館で、それを今後どういう風に考えていくか。

共存していくためには、子どもから大人・年寄まで絡んでいけるようなもの、子どもや老人までひっくるめて考えていかなければと思っておりますが、皆様の方で何かございませんでしょうか。

<委員からは特になし>

### 館長

隣保館は社会福祉法（厚生労働省）、公民館は社会教育法（文部科学省）です。

1つの建物の中に隣保館とふれあいセンターの2つが入っている。しかも、厚南は2つの館長を兼務しています。

根拠は違えどもめざすところであるゴールは同じで、地域住民の方が安心して暮らせるきっかけとなるような場づくりである。

これからも、隣保館とふれあいセンターと協働してやっていきたいと考えています。

隣保館で行っている事業に子どもから高齢者まで多くの方に参加してもらいたい、そのためには広報・啓発をしっかり行わなくてはならないと考えています。興味を持っておられる方は、啓発紙を読んでくれるし学習会など参加くださるが、興味のない方へどのようにアプローチしていけばよいものか悩んでいるところです。

良い方向へ向かっていくアイデアや事例等気が付いたら、お立ち寄りいただきご教示いただけたら、うれしく思います。

今後、さらに地域の方と協力し合つて各種事業を進めていきたいと思つています。